

横浜市立さが丘小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月20日

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめを防止するための基本的な方向性

児童の健全な発達を促すために、児童の実態をしっかりと把握する中で、私たちは日々様々な働きかけを直接的・間接的に児童に対して行っている。このことで、一人ひとりの児童理解をより深めることができ、さらにこれを教職員全体で共有化していくことが大切だと考えている。この積み重ねに加え、児童が自己存在感や充実感を感じる授業づくり、自己有用感をもち自尊感情が育つ活動づくりを基本とした魅力的な学校づくりを進めることで、いじめが起きにくい風土が生まれ、いじめは未然に防止できると捉えている。「いじめ」は、これを起こさせないこと、つまり、未然防止に努めることが最も重要であり、このことは、学校教育目標の中の一つである「互いのよさを認め合い、心豊かな感性をもつ子を育てます。〈徳〉」の具現化にも直結するものである。

いじめが起きにくい学校風土を醸成するために私たち教職員は次のことを常に点検していく。

- 具体的な行動基準をきちんと示しているか
- 一部の教職員のみ負担をかけることをしていないか
- 取組を随時見直し必要に応じて軌道修正を図ることができているか
- 学校の指導方針が現状と課題を踏まえたものとなっているか
- 子どもに関する情報を全教職員で共有しているか

2 組織の設置及び組織的な取組

①組織の構成

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。これは、学校運営の基幹組織である既存の運営委員会を活用し機動性をもたせる。構成員は、校長、副校長、教務主任、児童支援専任教諭、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターとする。また必要に応じて、心理や福祉等の外部専門家の参加を求める。

②組織の役割

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、情報の収集・整理・発信を行う。また「いじめの疑いあり」が報告されたときは、直ちに委員会を招集し、事実関係の調査・確認を始めとする情報の分析を進め、解決に向けた役割分担及び方向性を決定し、迅速に対応を図るようとする。

③年間計画

月	内 容
4・5	児童支援委員会の役割確認 新年度の児童の実態把握・情報収集（個に応じた対応・行事に関する活動を通しての児童理解・保健室報告など）
6	YP アセスメントの研修及び実施 生活に関するアンケートの実施 結果に基づく学校の状況・児童の実態の共通理解
7	学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解（個に応じた対応・保健室報告など） 夏季児童理解研修 夏季特別支援教育研修
8・9	夏季休業明けの学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解（個に応じた対応・保健室報告など）

10	学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応・保健室報告など)
11・12	YP アセスメントの実施 結果に基づく学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応・保健室報告など) 人権週間についての取組
1	冬季休業明けの学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応・保健室報告など)
2	学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応・保健室報告など)
3	学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応・保健室報告など) 次年度に向けたまとめと引き継ぎの実施

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

①いじめの防止

児童にとって学校が安全で安心して過ごせる場であり続けるために、すべての教育活動に人権教育、道徳教育の視点を盛り込みこれを推進すること、また、自己有用感を育て互いの協力でつくり上げる体験活動をより充実させること、を柱とした指導計画を作成・実践し、PDCA サイクルで検証する。特に、私たち教職員は日々の授業を大切に、個性の尊重や相互理解を軸とした魅力ある授業の展開を図り、授業を通していじめが起きにくい学級風土づくりに努める。また、児童・保護者及び教職員のいじめ防止への意識を高めるために年間を通じた啓発活動を行う。その代表的なものとして、12月人権週間における「いじめ解決一斉キャンペーン」がある。

②いじめの早期発見

児童理解を進めることがいじめの早期発見につながると考え、各担任及び専科教員が発する児童の実態についての情報を全教職員で共有するようにする。また、登下校時における指導や日常的な管理職及び児童支援専任教諭による教室巡回、養護教諭による保健室から得られる情報等についても整理・分類し共有を図る。さらに、YP アセスメント及び生活アンケートを年間各2回実施し、分析を加えながら児童の社会にある課題点について捉え、必要に応じて対策を講じるようにする。

③いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合、速やかにいじめ防止対策委員会を招集し、被害児童を守ることを最優先し、初期対応と事後対応のありかたについて迅速に決定する。初期対応としては、複数の教職員による情報の収集と共有及び事実確認を重視し、事後対応としては、被害児童の継続的なケアを最重点として、保護者との連携を図りつつ、職員組織内での役割分担の明確化を始めとして、事案の検証、日ごろの取組の見直し等を行う。加害児童に対しては再発防止に向けて適切に指導するとともに、継続的な指導・支援を行っていくこととする。また、警察を含めた関係機関との連携についても、適切な判断のもと速やかに図ることとする。

④研修の実施

いじめ防止対策委員会の年間計画に基づき、YP アセスメント研修、児童理解研修、特別支援教育研修を計画的に行う。

⑤学校・家庭・地域連携事業等の活用

いじめ問題を始め、学校で抱える諸課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを図る。

4 重大事態への対処

重大事態と思われる案件が発生したら直ちに教育委員会に報告し、いじめ防止対策委員会を中核として迅速に対処し、再発防止も視点においた調査を実施した後、調査結果を教育委員会に報告する。また、いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を他の児童等の個人情報に配慮しながら適切に報告する。

5 その他

必要があると認められる際には、本学校方針を見直し、改めて公表する。